

○会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集実施要綱
平成23年3月18日告示第15号
会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集実施要綱
(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源ごみ（以下「家庭系ごみ」という。）を集積所に出すことが困難な、一人暮らしの65歳以上の高齢者又は障がい者のいる高齢者世帯に対し、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集（以下「戸別訪問収集」という。）を行い、併せて安否の確認をすることにより、住民サービスの向上及び高齢者、障がい者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(戸別訪問収集の内容)

第2条 会津坂下町のごみ収集は、原則として屋外の一定の場所（ごみ集積所等）に持ち出されたごみを定期的に収集することを基本として、高齢者、障がい者等への住民サービスの観点から、職員等により一声かけてごみを持ち出す、戸別訪問収集を行う。

(対象となる世帯)

第3条 戸別訪問収集を受けることができる世帯は、町内に居住している者で構成され、次の各号のいずれかに該当する非課税世帯のうち、その世帯構成員では家庭系ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難であり、他の者からごみ出しの協力が得られない世帯とする。

- (1) 日常生活に介助又は介護を必要とし、おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯
- (2) 日常生活に介助又は介護を必要とする障がい者のいる高齢者世帯
- (3) その他前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるもの

(利用の申込み)

第4条 戸別訪問収集の利用を希望する世帯は、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集申請書（様式第1号）で、利用申込みを行うものとする。

(利用の決定)

第5条 町長は、前条の規定により申込みがあったときは、その内容を審査し、現地状況調査等を行ったうえ、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集決定通知書（様式第2号）により当該申込者等に通知するものとする。

(収集するごみの排出方法等)

第6条 戸別訪問収集を利用する世帯は、原則として、家庭系ごみを会津坂下町が定めるごみの収集種別及び分別方法により分別し、指定した場所に出すものとする。

(収集日)

第7条 戸別訪問収集を実施する日は、町が定めた日とする。

(収集の変更及び中止)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、会津坂下町家庭系ごみ戸別訪問収集変更・終了届（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- (1) 利用世帯の親族もしくは、当該親族以外の親族、当該親族の日々の介護事業所から収集を終了したい旨の申出があったとき。
- (2) 申請事項に変更があったとき。
- (3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。